

○社会福祉学科介護福祉専攻履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、聖カタリナ大学学則（以下「学則」という。）及び聖カタリナ大学人間健康福祉学部履修規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(介護福祉専攻の設置)

第2条 聖カタリナ大学（以下「本学」という。）に社会福祉士及び介護福祉士法に基づく介護福祉士養成課程として、社会福祉学科介護福祉専攻を置く。

(位置)

第3条 本学は、愛媛県松山市北条660番地に置く。

(授業科目及び開講年次等)

第4条 社会福祉学科介護福祉専攻の授業科目、開講年次及び卒業に必要な単位数は教育課程表のとおりとする。

2 各授業科目の単位数及び時間数の基準は、講義、演習、実験、実習及び実技の授業の方法に応じ定められているが、学則第37条第1項第3号のただし書きに該当する科目及び第4号の別に定める科目は次のとおりとする。

(1) 第1項第3号関係

「体育実技」 30時間で1単位

「医療的ケアIV」 80時間で2単位

「レクリエーション支援法」 30時間で1単位

(2) 第1項第4号関係

「医療的ケアIII」 講義8時間及び演習22時間で2単位

3 授業科目の開講年次は変更することがある。

(共通基礎科目的履修方法)

第5条 共通基礎科目的履修方法は、必修科目18単位を含み合計25単位以上を共通基礎科目のうちから修得しなければならない。

2 編入学生の履修方法については別に定める。

(専門教育科目的履修方法)

第6条 専門教育科目的履修方法は、必修科目83単位を含み合計99単位以上を専門教育科目のうちから修得しなければならない。

2 編入学生の履修方法については別に定める。

(実習履修)

第7条 介護実習を履修する者は、各年次の定められた期日までに「介護実習履修願」を提出しなければならない。

- 2 前項の介護実習履修願提出者については、実習施設を配当のうえ結果を発表する。
- 3 介護実習に関する事項は別に定める。

(実地研修)

第8条 医療的ケアの実地研修を履修できる者は、医療的ケアの講義及び演習を修了した者に限る。

- 2 実地研修を修了した者には、実地研修修了証明書を交付する。

(資格取得)

第9条 社会福祉学科介護福祉専攻学生が取得できる資格は、介護福祉士受験資格、社会福祉士受験資格及び障がい者スポーツ指導員（初級）資格とする。

- 2 資格の取得に関する履修要領は別に定める。

(補則)

第10条 授業科目の履修については、この細則の定めにかかわらず公示することがある。

(細則の改廃)

第11条 この細則の改廃は教務委員会で行う。

附 則

この細則は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

附 則

この細則は平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学生から適用する。

附 則

この細則は平成18年6月9日から施行し、平成18年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この細則は平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。
- 2 社会福祉学科介護福祉専攻履修細則（平成18年6月9日制定）は廃止する。
- 3 前項にかかわらず、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。
- 2 前項にかかわらず、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この細則は平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

附 則

この細則は平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

附 則

この細則は平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。ただし、第8条については、平成24年度入学生から適用する。

附 則

この細則は平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

附 則

この細則は平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則

この細則は平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。

附 則

この細則は平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。